

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第56号）（産業観光局産業戦略部産業総務課）

構造改革特別区域法第19条の2第1項の規定に基づく地域限定特例通訳案内士育成等事業の実施に伴い、地域限定特例通訳案内士の登録等の事務に係る手数料を定める必要があるため、また、計量法に基づく事務の管理及び執行を京都府に対し委託することに伴い、規定を整備する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 構造改革特別区域法において準用する通訳案内士法に基づく事務に係る手数料の設定

区 分	手数料（1件につき）
準用通訳案内士法第20条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	円 5,000
準用通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正	4,000
準用通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付	4,000

2 計量法に基づく事務に係る手数料の削除

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(構造改革特別区域法において準用する通訳案内士法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第2条 構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用する通訳案内士法(以下「準用通訳案内士法」という。)の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を徴収する。

- (1) 準用通訳案内士法第20条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査 1件につき5,000円
- (2) 準用通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正 1件につき4,000円
- (3) 準用通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付 1件につき4,000円

第3条中「別表第3」を「別表」に改める。

第4条第2号中「検査」を「申請又は届出」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(産業観光局産業戦略部産業総務課)